

| 2024 年度 |     |     |     |     |     |      |      |      |     |     |     |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|-----|-----|-----|
| 4 月     | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 |

| No | 発行日  | 発電所※ | 件名                            | 事象  | 区分  |
|----|------|------|-------------------------------|---|-----|
| 1  | 7 日  | 東海第二 | 火災報知器の作動による消防車の要請             | タービン建屋 1 階の火災報知器が作動したことから公設消防へ通報した。公設消防が現場確認を行い、炎、煙が確認されないことから「非火災」と判断された。  | —   |
| 2  | 9 日  | 東海第二 | 火災報知器の作動による消防車の要請             | タービン建屋 1 階の火災報知器が作動したことから公設消防へ通報した。公設消防が現場確認を行い、消火栓のボタンが押されているが、周囲に炎、煙が確認されないことから「非火災」と判断された。   | —   |
| 3  | 13 日 | 東海第二 | 労働基準監督署公表による協力会社の労働災害の確認      | 発生当時、当社へ連絡がなかった安全性向上対策工事における怪我人の発生事案について、労働基準監督署による公表※により、休業 4 日以上労働災害があったことを確認したため、事象発生時の情報共有の徹底を各協力会社に依頼する。<br>※：労働安全衛生法違反の疑いで被災者の所属会社等を書類送検したことを公表   | —   |
| 4  | 20 日 | 東海第二 | 協力会社社員の体調不良に伴う緊急車両の要請         | 安全性向上対策工事に従事していた協力会社社員が体調不良となったため緊急車両を要請した。(私傷病)  | —   |
| 5  | 27 日 | —    | 発電所敷地内における銅管紛失                | 立入制限のない当社敷地内において、廃棄予定の銅管が紛失していることを確認したため、協力会社が警察へ届け出た。  | —   |
| 6  | 30 日 | 東海第二 | 非常用ディーゼル発電機 2 D 室内における燃料油の漏えい | 非常用ディーゼル発電機 2 D※室において燃料供給ラインフランジ部から燃料油の漏えいを確認した。このため、フランジ部のボルトの増し締めを行い、漏えいがないことを確認した。<br>他の非常用ディーゼル発電機についても同様な箇所のフランジ部のボルトの増し締め確認を行う。<br>なお、公設消防に現場を確認いただいた結果、本事象は危険物の漏えいにはあたらないと判断された。<br>※：事象発生時は非常用ディーゼル発電機 2 C が待機中 | L 2 |

※東海発電所：廃止措置中 東海第二発電所：定期事業者検査中

発行日：不適合事象や CR が発行された日

区分：不適合事象の区分、CR の場合は「—」を表示する

(不適合事象の一部区分の無いものは「—」と表示する)